

番号	分類	ご意見
(1) ホテル又は旅館におけるバリアフリー化の推進について		
1	方向性	一定の基準によりいろんな人が使えるようにすることが大切。
2		一般の方が使いやすく魅力的な宿泊空間の実現が着地点かと思う。当事者の意見が基本となるが、100%配慮してほしいだけでは通らないと思う。
3		一般客室を全ての人ができるようにするのは当たり前の話で、それでも難しい人が車いす利用者用客室を利用すると認識している。
4	対象者	車いす使用者のみならず、ユニバーサルデザインの観点を踏まえ検討することも考えられる。
5		車いす使用者、視覚障がい者、聴覚障がい者等を個々に議論するのか、全体で議論するのか。
6		車いす使用者や視覚障がい者など障害者手帳を持っている人だけが障がい者ではなく、高齢者で目や足が不自由な人も含め考えるべき。
7	客室	旅館は段差が多いが、観光庁の補助金を活用しバリアフリー化を実施。ただし、畳の部屋まで段差解消を求めると廊下のかさ上げが必要となり、他の場所で段差が生じる可能性あり。
8		客室内だけでなく、客室外やフロント付近にバリアフリー対応のトイレを設置して対応している。
9		視覚障がい者の場合、部屋が広すぎると使いにくいことがある。その場合、サービス介助士の資格取得者を配置する等が考えられる。
10		視覚障がい者には、シャンプーとリンス等の区別や部屋の照明の必要な明るさについても考慮する必要あり。
11		通路幅等の数値を細かく決める場合には、検証が必要。
12	基準	新築と既存施設では基準の適用に対する難易度が異なるため、補助金を出す場合など、基準を同様にするのかかえるのか考える必要がある。
13		基準を見た人が定めた前提条件や目的が正確にわかるように、基準の根拠が必要。
14	情報提供	事前に障がい者が使えるかどうか選択できる情報を一元的に提供できないか。
15		観光庁作成の「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」のセルフチェックシートには、肢体不自由者、車いす使用者、視覚障がい者や聴覚障がい者が対象で知的障がい者や精神障がい者が入っていない。情報提供では知的障がい者等に対しても考慮する必要がある。

番号	分類	ご意見
<b>(2) バリアフリー基本構想等の推進について</b>		
1	定期チェック・周知について	府から市町村に、基本構想作成後、定期的にチェックするよう働きかけてほしい。基本構想作成済の市町村にも、マスタープラン作成のメリットを伝え、働きかけてほしい。
2	鉄道駅	どこまでの範囲を駅と定義しているのか。鉄道事業者と同一の認識か。
3		最近、駅中の施設が増えており、駅中も含めバリアフリー化を考える必要あり。